地方公共団体情報システムの標準化の概要について

- 1. 標準化に取り組む背景
- 各自治体は多くの行政サービスを提供するため、個別に基幹業務システムを開発しカスタマイズしてきましたが、その結果次のような課題を抱えています。
- ■これらの課題を解決するため、国において標準化の取組みを推進しています。

自治体が抱える課題

- ✓ 維持管理や制度改正時の改修等において地方公共団体は個別対応を余儀なくされ負担が大きいこと
- ✓ 情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まないこと
- ✓ 住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しいこと 等

システムの標準化(※)

※「標準化」とは、国が策定する標準仕様に準拠したシステムを各自治体が利用すること。

2. 標準化の目的・目標

- 国が掲げる標準化の目的は、次の3点となります。
- また、目的を達成するために、「2025年度までの標準準拠システムへの移行」や「運用経費の削減」等を目標(KPI)としています。

標準化の目的

- 1 真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向 上を目指す
- 2 業務改革 (BPR) の徹底を前提にして、業務全体に係るコストを抑える
- 3 他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する

標準化の目標(KPI)

- ✓ 移行期間:「基幹業務システムを令和7年度(2025年度)末までに、移行する」
- ✓ 情報システムの運用経費等:「平成30年度(2018年度)比で少なくとも3割の削減を目指す」
- ✓ 地方公共団体におけるデジタル基盤の整備、競争環境の確保、システムの所有から利用へ、迅速で柔軟なシステムの構築

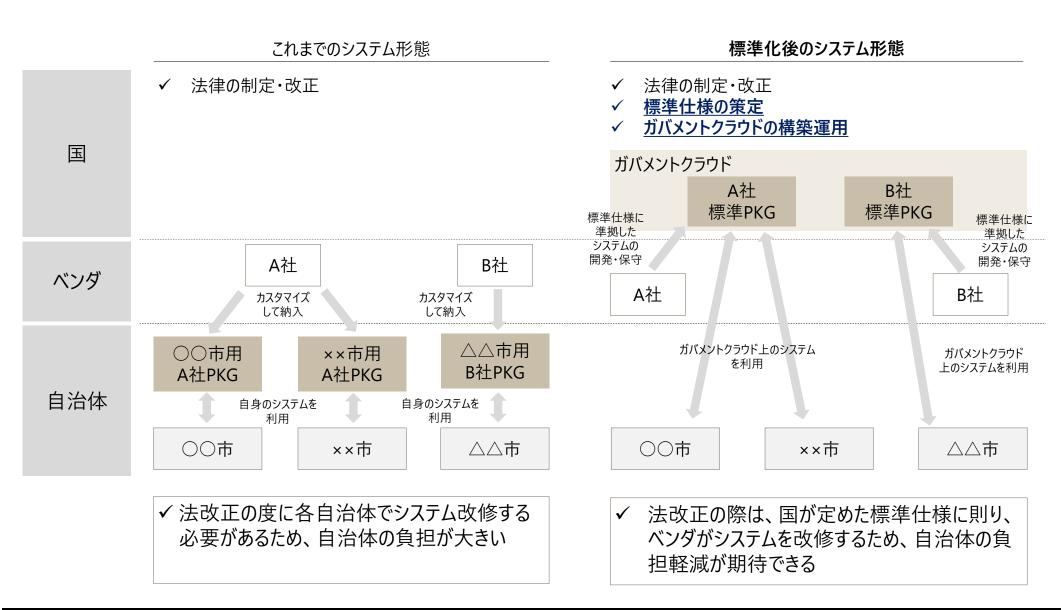
【出典】地方公共団体情報システム標準化基本方針の変更の概要(令和 5 年 9 月閣議決定)及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針の概要(令和 4 年10月閣議決定)」より抜粋

3. 標準化対象業務

- 標準化の対象となる業務は次の通りとなります。
- 以下に記載のない業務は「標準化対象外業務」となりますが、標準化対象業務に密接に関連するシステムを多いことから、標準準拠システムとの連携方法等、「標準化対象外業務」に関するシステムを含めて総合的に運用方法を検討する必要があります。

| 住民基本台帳 | 印鑑登録 | 戸籍 | 戸籍附票 | 人口動態調査 | |
|--------------|-------|--------|---------------|--------------|--|
| 火葬等許可 | 国民年金 | 選挙 | 学齢簿編製 | 就学援助 | |
| 固定資産税 | 個人住民税 | 法人住民税 | 軽自動車税 | 収納管理 (税務) | |
| 滞納管理 (稅務) | 児童手当 | 児童扶養手当 | 子ども・子育て 支援 | 障害者福祉 | |
| 介護保険 | 健康管理 | 生活保護 | 国民健康保険 | 後期高齢者医療 | |

- 4. 標準仕様に準拠したシステムの概要
- 各自治体が標準仕様に準拠したシステムについては、以下の通りとなります。
- 各自治体が標準仕様に準拠したシステムを利用するため、これまでのシステム形態から大きく変わることとなります。



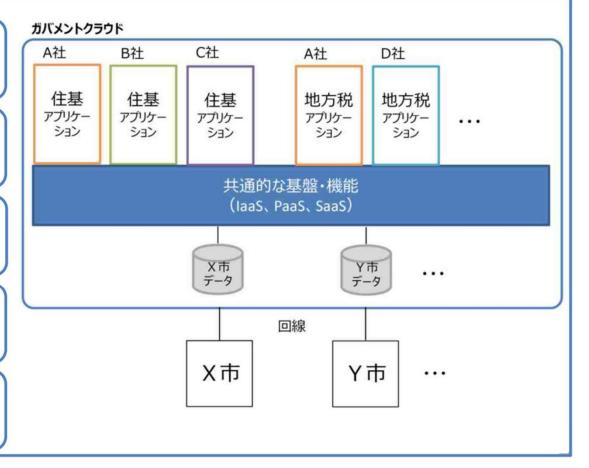
5. ガバメントクラウドの概要

- ■「ガバメントクラウド」とは、国が用意した共通的なインフラ基盤となります。
- ガバメントクラウドは国の性能要件やセキュリティ要件を満たすサービスを国が認定・調達することとなっており、各自治体は、 国から認定されたサービスを選択するスキームとなっているため、各自治体でハードウェア等の構築・運用が不要となります。

※基幹業務:住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、 児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理(20業務)

具体的には・・・

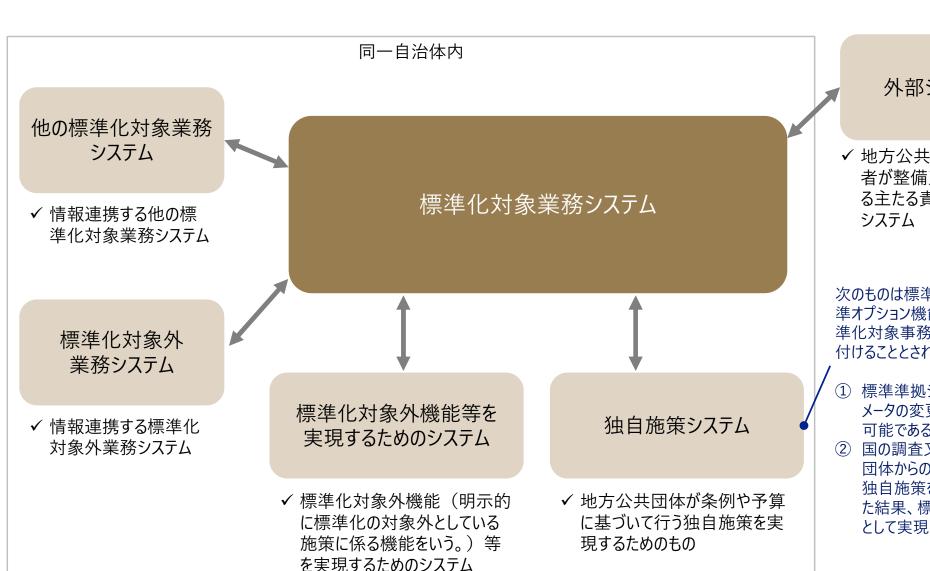
- ① 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した 基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公 共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能と なるような環境の整備を図る。
- ② その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。
- ③ ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避する。
- ④ スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおいては、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したアプリケーションが全国展開する可能性が広がることとなる。
- ⑤ 標準準拠システム は、データ要件・連携要件に関する標準化基準に 適合することにより、当該データの公共サービスメッシュへの連携を迅速 かつ円滑に行える拡張性を有することとなる。



※ 令和3年12月デジタル庁地方業務システム基盤チーム 「地方自治体によるガバメントクラウドの活用について(案)」より抜粋

6. 標準化対象業務システムと他システムの相関図

■ 標準化対象業務システムと情報連携するシステムとの関係性については、以下の通りとなります。



外部システム

✓ 地方公共団体以外の 者が整備又は運用す る主たる責任を有する

次のものは標準機能又は標 準オプション機能として、標 準化対象事務の中に位置 付けることとされています。

- ① 標準準拠システムのパラ メータの変更により実現 可能であるもの
- ② 国の調査又は地方公共 団体からの提案により、 独自施策をパターン化し た結果、標準的な機能 として実現可能なもの

標準化の概要 7. 標準化のスケジュール概要

■ 国が想定する標準化のスケジュール概要については、以下の通りとなります。

| | | 標準準拠システムへの移行期限▼ | | | | | | | |
|-----|-------------------------------|--------------------------------------|--------------------|---------------|---------------------|---------------------|-------|-------|--|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| | ガバメントクラウドの 提供 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | | | | |
| 玉. | を供 <デジタル庁> | 先行事業 | | | | | | | |
| | 標準化法 <デジタル庁・総務省・ 各府省> | | 基本方針 | 基準 | | | | | |
| | 共通要件の基準 (標準仕様書) <デジタル庁> | | 牛・連携要件の 準仕様書)作F | | | ーク要件・連携 i合性確認ツール | | | |
| | | | | | | - | | Í | |
| | 機能要件の基準 (標準仕様書) <各府省> | 20業務の機能要件の 基準(標準仕様書)策定 | | | 制度改正等を踏まえた、標準仕様書の改定 | | | | |
| z . | | | | | | | | | |
| 事業者 | 標準準拠システムの 開発 | アプリケーション提供事業者が標準準拠システムを順次開発 | | | | | | | |
| 自治体 | 自治体 | | | | | | | ı | |
| | | 先行事業 | | ガバメントクラウドへの移行 | | | l | | |
| | | | 元1] 尹未 | | 標準 | 隼準拠システム^ | の移行 | | |

[※] 令和3年1月内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の作業方針の見直しについて」及び令和4年6月閣議決定「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を基に関連情報を追加